

岐阜都市計画地区計画の変更（岐阜市決定）

都市計画柳ヶ瀬通北地区地区計画を次のように変更する。

名称		柳ヶ瀬通北地区地区計画		
位置		岐阜市柳ヶ瀬通一丁目、二丁目、小柳町、神田町三丁目の各一部		
面積		約 0.64ha		
区域の整備及び開発に関する方針	地区計画の目標	<p>1 大型郊外店の増加や名古屋における大規模商業開発による広域商圈の変化と柳ヶ瀬の停滞に対応するため、中心的商店街の賑わいを再生する役割を明確にするとともに、都市機能の更新を図る。</p> <p>2 旧来の商業核にかわる集客力、岐阜を代表する中心的商店街の魅力、消費者に支持される新しい都市コミュニティ核の形成を図る。</p>		
	土地利用に関する基本方針	<p>1 高齢化の進展に対応した高齢者への福祉サービスの提供、都心居住ニーズの増加に対応した定住促進等、既存商業と連携する新たな機能を導入する。</p> <p>2 アーケード商店街特有の個店の表情の弱さ、空き店舗の増加による賑わいの停滞解消に向けた、個店の表情を活かすバラエティのある賑わいを確保し、中心市街地としての活性化を図る。</p> <p>3 狭小ビルの老朽化や空き店舗の増加に対応するため、親しみやすいスケールと環境を活かし、来訪者の感性と共感するおしゃれで華やきのあるまち環境を再生する。</p>		
	その他当該区域の整備及び開発に関する方針	中心的商店街の一街区を占める当地区への来訪者に対し、快適な歩行者空間を提供するため、公共空地を整備する。		
主要な公共施設の配置及び規模		<p>① 広場状空地（1階部分） 約 240 m²</p> <p>② 歩道状空地 幅 1m 延長約 40m</p>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>道路（南側） 幅員 9.09m 延長 約 30m</p> <p>道路（西側） 幅員 6.00m 延長 約 50m</p>		
	建築物等の名称	地区の区分	名称 商業・業務・住宅系地区	
		面積	約 0.15ha	
	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	10分の60	
		建築物の容積率の最低限度	10分の20	
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の8 ただし耐火建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。	
		建築物の建築面積の最低限度	200 m ²	
		壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。	
建築物等の形態		建築物は周辺環境と調和する形態及び意匠とし、色彩は可能な限り原		

	又は意匠の制限	色を避け、統一感をもたせるものとする。
	備考	